

告示

埼玉県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第百十七号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道深谷公共下水道（深谷処理区）

三 事業施行期間

昭和四十九年三月八日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第百十七号、昭和五十三年埼玉県告示第千七百九十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千五百四十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十三号、平成四年埼玉県告示第四百五十一号、平成六年埼玉県告示第千六百七十号、平成八年埼玉県告示第五百九十三号、平成十四年埼玉県告示第千八百八十五号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十号、平成二十五年埼玉県告示第四百二十五号及び令和二年度埼玉県告示第二百七十六号の事業地に、深谷市普濟寺字藤山及び字的塚、榎合字粕ヶ谷戸、大谷字庚申塚前、字柳沢、字下大谷、字新田、字一ツ塚、字羽金松及び字久保、人見字念代、字柳沢、字前柳沢、字塔辻、字薬師堂、字上川向、字下川向、字中塚及び字矢田、境字伊勢原、字山王、字宮内、字茶塚、字叶、字台下、字泉水、字久保山、字溝向、字聖天ヶ谷戸及び字前原、上原字久保、折之口字新井、字芝原、字台下、字清水、字狭山、字屋敷合、字中廊、字松原、字前山、字柳原、字新屋敷、字西内手、字北、字新田、字新山、字稜威ヶ原及び字赤土原、上野台字松原、字割塚、字栗原及び字新林を加え、人見字政所及び字仙元山、岡字前屋敷及び字熊野、普濟寺字前耕地及び字町、明戸、新井字下郷北

東、戸森字新田、東大沼字北及び字堀之内、西大沼字花小路及び字錦小路、曲田字桜町及び字伊勢宮、宿根字中道、萱場字西窪及び字西柳井戸、柏合字山根東、上野台字塚越、字前原、字台前、字大台及び字屋敷裏、原郷字八日市、字中原及び東原、東方字上宿、字中宿、字下宿、字南下郷、字鬼林、字入郷、字仲間町、字川足、字伊丹、字辻、字大竹及び字鬼林裏において事業地を変更する。

ロ 雨水

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし